

第3章 自殺総合対策における関係機関・団体の取組 (アクションプラン)

本章では、「第2章 自殺総合対策の基本的な方針」を踏まえ、今後5年間に、各機関・団体等がそれぞれに取り組んでいく予定の施策について、自殺対策基本法（平成28年4月改正）及び自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）の12の基本的施策に沿って分類しています。

ここでは、施策毎にその主たる実施機関・団体等を記載していますが、それぞれが個別に各施策を実施するのではなく、各関係機関・団体等が連携・協力しながら、互いに相談支援技術を高めあい、さらには、一般県民の理解と協力の下、一体化した施策遂行に努めます。

また、各施策については、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

アクションプランの体系（基本的施策・施策）

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- (1) 市町自殺対策計画の策定及び取組支援の実施 20

2 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 21
- (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 21
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 22
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進 24

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 25
- (2) 調査研究及び検証による成果の活用 25
- (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 25

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- (1) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 26
- (2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上..... 26
- (3) 教職員に対する普及啓発等 26
- (4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 27
- (5) 介護支援専門員等に対する研修 27
- (6) 民生委員・児童委員等への研修 27
- (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上 28
- (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 28
- (9) 様々な分野でのゲートキーパーの養成 28
- (10) 家族や知人等を含めた支援者への支援 28
- (11) その他..... 28

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 30
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 31
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 32
- (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進..... 33

6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上..... 3 4
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実 3 5
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 3 5
- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 3 5
- (5) うつ等のスクリーニングの実施 3 6
- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進..... 3 6
- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援..... 3 6
- (8) その他..... 3 7

7 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 ... 3 8
- (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実..... 4 4
- (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等 4 5
- (4) 経営者に対する相談事業の実施等 4 5
- (5) 法的問題解決のための情報提供の充実 4 6
- (6) 危険な場所、薬品等の規制等 4 6
- (7) インターネット上の自殺予告事案への対応等 4 6
- (8) 介護者への支援の充実 4 6
- (9) ひきこもりへの支援の充実 4 6
- (10) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 4 7
- (11) 生活困窮者への支援の充実 4 7
- (12) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等 4 7
- (13) 妊産婦への支援の充実 4 7
- (14) 性的マイノリティへの支援の充実 4 8
- (15) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知 4 8

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備 4 9
- (2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実..... 4 9
- (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 4 9
- (4) 家族等の身近な支援者に対する支援 4 9
- (5) 学校、職場等での事後対応の促進 4 9
- (6) その他 5 0

9 遺された人への支援を充実する

- (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 5 1
- (2) 学校、職場等での事後対応の促進 5 1
- (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 5 1
- (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 5 2
- (5) 遺児等への支援 5 2
- (6) その他 5 2

10 民間団体との連携を強化する

- (1) 民間団体の人材育成に対する支援 5 3
- (2) 地域における連携体制の確立 5 3
- (3) 民間団体の相談事業に対する支援 5 3
- (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 5 3
- (5) その他 5 3

11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 5 4
- (2) 学生・生徒等への支援の充実 5 4
- (3) SOSの出し方に関する教育の推進 5 4
- (4) 子どもへの支援の充実 5 5
- (5) 若者への支援の充実 5 5

12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (1) 長時間労働の是正 5 6
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 5 6
- (3) ハラスメント防止対策 5 6